



第99号

目次

神前郡「多駝の里」の
地名由来の語るもの
.....熊谷保孝
(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)

神前郡「多駝の里」の地名由来の語るもの

— 『播磨国風土記』の隠れた歴史 —

熊谷保孝

一、多駝の里の地名の由来

『播磨国風土記』(以下『風土記』と略す) 神前郡多駝の里(以下、「タダの里」と記す)の段に、「タダ」の地名の由来について、次のように記している。

多駝と号けし所以は、品太天皇、巡り行でましし時、大御伴人、佐伯部等の始祖、阿我乃古、此の土を欲請ひ申しき。その時、天皇勅して云ひたまひし、「直に請ひつるかも」といひたまひき。故、多駝と曰ひき。

すなわち、「タダ」の地名の由来について

『風土記』は、「品太天皇(応神天皇)が巡行されたとき、随伴していた佐伯部の始祖(正しくは、「佐伯直の始祖」)である阿我乃古(以下、「アガノコ」と記す)が、天皇に直接『この土地をください』と申し出た。そこで天皇は、『直(タダ)に(直接に)申し出たものだなあ』と仰って下賜された」と述べているのである。

風土記の地名由来の伝承には、事実を伝えている場合もあれば、まったく真相が忘れられて、「こじつけ」であるとしか思えないような場合がある。

しかし、たとえ後者であったとしても、「火のないところに煙は立たず」のたとえがあるように、何らかの事実が隠されている場合もあるのではないかと考えるべきであろう。

タダの里の場合は後者であると考えられる。というのは、「タダの里」の地名由来の伝承は、応神天皇朝に設定しているのであるが、この時期のヤマト政権の統治事情が明確になっていないとは言い難いとはいえ、漠然とではあるが、地方豪族が天皇(大王)に地方の土地の下賜を申し出たということに不自然さを感じるからである。

すなわち応神朝のころは、律令制の時代と違って、全国の土地を天皇(大王)が一元的に支配する時代ではなかった。このころ、地方の土地は弥生時代以来の集落や小国(クニ)に源流があり、それがしだいに統合され拡大されつつあったとは言うものの、国々の土地は在地の勢力の支配するものであったと考えるべきであろう。とすれば、天皇(大王)に願い出て下賜されたということが歴史的事実であり得るとは思えないのである。

とはいえ、この伝承があるから『風土記』は、この伝承を採用したのである。私は先に、「伝承の背景に何らかの事実が隠されて

発行所 撮播歴史研究会

〒676-0004 高砂市荒井町千鳥二丁目二三―二二

電 話 〇七九―四四二―〇六五八

F A X 〇七九―四四二―一六五八

振替口座 〇一一〇〇―六一五八九〇九

※ 研究機関・学会・図書館等には無償で送付
しますのでお申し込み下さい。